

議 席 表

75	76	77	78	79	80		
石井秀武	丸尾まき	岸口みのる	飯島義雄	斉藤なおひろ	高橋みつひろ		
49	50	51	52	53	54	55	56
小林昌彦	門隆志	増山誠	なかい隆晃	住本陽子	大矢卓志	別府けんいち	青山暁
23	24	25	26	27	28	29	30
長崎寛親	赤石まさお	庄本えつこ	白井たかひろ	佐藤良憲	鏑木良子	さかたたかのり	大原隼人
1	2	3	4	5	6		
		久保田けんじ	北村智	中村大輔	脇田のりかず		

57	58	59	60	61	62	63	64	65	66
北上あきひと	中田英一	上野英一	竹尾ともえ	島山清史	谷井いさお	岸本かずなお	太田やすふみ	長瀬たけし	戸井田ゆうすけ
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
黒田一美	橋本成年	天野文夫	越田浩矢	伊藤勝正	菅雄史	小泉弘喜	大豊康臣	水田裕一郎	北浜みどり
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
小西ひろのり	前田ともき	迎山志保	大塚公彦	松尾智美	里見孝枝	麻田寿美	伊藤栄介	白井かずや	橘秀太郎

						81	82	83	84	85	86										
						北野実	岡つよし	山口晋平	北川泰寿	石川憲幸											
67	68	69	70	71	72	73	74														
北口寛人	風早ひさお	大上和則	前井まき	松本隆弘	長岡壯壽	黒川治	藤田孝夫														
								41	42	43	44	45	46	47	48						
								大前はるよ	谷口俊介	伊藤傑	浜田知昭	内藤兵衛	藤本百男	原テツアキ							
																17	18	19	20	21	22
																松本裕一	富山恵二	奥谷謙一	村岡真夕子	吉岡たけし	

	演壇
--	----

演壇

議長	局長
----	----

第376回（定例）県議会提出予定議案件名一覧

（予算案件）

- 1 令和8年度兵庫県一般会計補正予算（第2号）

（条例案件）

- 1 建築基準条例等の一部を改正する条例
- 2 収入証紙条例を廃止する条例
- 3 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（事件決議案件）

- 1 国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業についての市町負担額の決定
- 2 国営土地改良事業についての市町負担額の決定
- 3 県が行う建設事業についての市町負担額の決定
- 4 国営明石海峡公園整備事業についての神戸市負担額の決定
- 5 令和7年度兵庫県水道用水供給事業の利益剰余金の処分
- 6 令和7年度兵庫県工業用水道事業の利益剰余金の処分
- 7 交付金返還等請求事件に係る出訴
- 8 交付金交付決定取消決定取消等請求附帯控訴事件に係る出訴
- 9 和解及び損害賠償額の決定
- 10 公益財団法人都道府県センターに対する出捐
- 11 県立学校生徒用貸与端末の取得
- 12 二級河川新川水系新川 新川・東川 新川・東川統合排水機場本体工事（吐出管）請負契約の締結
- 13 尼崎西宮芦屋港 尼崎閘門 尼崎第1 閘門機械設備改築工事（その2）請負契約の締結
- 14 姫路港網干 大江島排水機場 仮排水機場機械設備製作据付工事請負契約の締結
- 15 県営白川台住宅第2期建築工事請負契約の締結

（専決処分承認案件）

- 1 和解及び損害賠償額の決定

（決算認定案件）

- 1 令和7年度兵庫県一般会計歳入歳出決算の認定
- 2 令和7年度兵庫県県有環境林等特別会計歳入歳出決算の認定
- 3 令和7年度兵庫県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 4 令和7年度兵庫県公共事業用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 5 令和7年度兵庫県営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 6 令和7年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 7 令和7年度兵庫県庁用自動車管理特別会計歳入歳出決算の認定
- 8 令和7年度兵庫県公債費特別会計歳入歳出決算の認定
- 9 令和7年度兵庫県自治振興助成事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 10 令和7年度兵庫県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 11 令和7年度兵庫県小規模企業者等振興資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 12 令和7年度兵庫県農林水産資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 13 令和7年度兵庫県地方消費税清算特別会計歳入歳出決算の認定
- 14 令和7年度兵庫県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 15 令和7年度兵庫県病院事業会計決算の認定

- 16 令和 7 年度兵庫県水道用水供給事業会計決算の認定
- 17 令和 7 年度兵庫県工業用水道事業会計決算の認定
- 18 令和 7 年度兵庫県水源開発事業会計決算の認定
- 19 令和 7 年度兵庫県地域整備事業会計決算の認定
- 20 令和 7 年度兵庫県企業資産運用事業会計決算の認定
- 21 令和 7 年度兵庫県地域創生整備事業会計決算の認定
- 22 令和 7 年度兵庫県流域下水道事業会計決算の認定

解禁 ①ラジオ・テレビ・インターネット：9月11日(金) 15：30（知事会見開始後）
②新聞：9月12日(土) 朝刊 **【取扱注意】 今後変動可能性あり**

令和8年度9月補正予算(緊急対策) (案)

令和8年9月11日
財務部 財政課

兵庫県 令和8年度9月補正予算（緊急対策）全体像

補正予算規模 **110** 億円

長引く物価高騰や中東情勢不安などに直面する県民生活・事業者を支援するとともに、**県立学校等における昨今の酷暑に対する安全確保**や被害が多発している**特殊詐欺への対応**に取り組み、県民の安全・安心を確保する。

また、**県立学校における教育環境の充実**に取り組むなど、新たな財政需要に対応する必要があることから、令和8年度9月補正予算を編成する。

01 県民の安全・安心に向けた取組

92 億円

02 県立学校の環境充実

18 億円

兵庫県令和8年度9月補正予算（緊急対策） 施策体系別事業一覧

（単位：百万円）

事業名	金額	国庫		特定	起債	一般
		通常補助	重点交付金			
1 県民の安全・安心に向けた取組	9,191	0	9,191	0	0	0
(1) 足元の物価高・原材料高への対応	8,871	0	8,871	0	0	0
ひょうご家計応援キャンペーン「はばタンPay+」（第6弾）	7,730	0	7,730	0	0	0
稼ぐ力の強化に向けた設備投資支援事業	1,141	0	1,141	0	0	0
(2) 県民の安全・安心の確保	320	0	320	0	0	0
県立学校等における熱中症対策の推進	295	0	295	0	0	0
特殊詐欺被害防止対策の強化	25	0	25	0	0	0
2 県立学校の環境充実	1,803	0	810	993	0	0
高等学校等教育改革促進事業	993	0	0	993	0	0
県立学校への産業教育設備の導入	810	0	810	0	0	0
合計	10,994	0	10,001	993	0	0

足元の物価高・原材料高等への対応（88.7億円）

■ひょうご家計応援キャンペーン「はばタンPay+」第6弾：77.3億円

- 長期化する物価高の影響を受ける県民を支援するとともに、消費喚起により事業者を支援するため、「はばタンPay+」第6弾（一般枠）を実施

	第6弾 キャンペーン概要	
対 象 者	すべての県民	
販売単価	一口6,250円分を5,000円で販売	最大4口で5,000円の プレミアム 20,000円購入 →25,000円分利用できます
プレミアム率	25%	
申込上限	1 人あたり4 口	
申込期間	R8.11月中旬～R8.12月上旬（予定）	
利用期間	R8.12月下旬～R9.2月末（予定）	

■稼ぐ力の強化に向けた設備投資支援事業：11.4億円

- 中東情勢不安に伴う原材料高や金利上昇に直面する中小企業等事業者の設備投資を支援し、生産性や収益力の向上による持続的な賃上げ環境の整備と、強固な経営基盤の構築を推進
- ・**実施内容** 収益力、経営基盤の強化につながる設備導入等に対して支援（生産力の強化や商品の差別化、原材料調達先の多角化等）
- ・**補助対象** 商工会・商工会議所が実施する伴走型指導の結果、本事業の実施が経営基盤の強化につながると認められる者
- ・**補助率** 中小企業 1 / 2、小規模事業者 2 / 3（補助上限 500万円）



《イメージ》
専門家チームによる伴走型経営指導

県民の安全・安心の確保（3.2億円）

■県立学校等における熱中症対策の推進：3.0億円

- 暑熱期間の早期化・長期化により学校における熱中症リスクが高まっていることから、学校ごとに必要な備品整備を支援

- ・**対象** 県立高等学校・特別支援学校（全157校）
県立大学附属中学校・高等学校（全2校）
- ・**内容** 熱中症対策備品の整備

【熱中症対策備品の例】



スポットクーラー



ミスト扇風機

■特殊詐欺被害防止対策の強化：2,500万円

◇ 自動録音装置の追加配付：2,400万円

- 独居高齢者など特殊詐欺被害リスクの高い世帯に、効果的な防犯対策となる自動録音装置を普及させるため、既存電話機に設置する外付け自動録音機を配付

- ・**支援対象** 65歳以上の高齢者
（録音機の設置が困難な高齢者には設置をサポート）
- ・**実施方法** ひょうご地域安全まちづくり推進協議会を通じて
高齢者へ録音機を配付（8,000台）



外付け自動録音機(イメージ)

◇ 警察庁推奨 特殊詐欺対策アプリ

➤ スマートフォンを通じた特殊詐欺の被害防止には、国際電話や特殊詐欺に利用された電話番号からの着信を拒否・警告する、警察庁推奨アプリが有効

- ① 国際電話番号の発着信一括ブロック・警告（Androidのみ）
- ② 特殊詐欺等の犯行に利用された番号（国際電話番号を含む）の発着信ブロック・警告
- ③ 警察庁から特殊詐欺に関する防犯情報のお知らせ



◇ 特殊詐欺被害の防止に向けた普及啓発の強化：100万円

➤ 自動録音機・特殊詐欺対策アプリの普及促進など、特殊詐欺被害の防止に向けた普及啓発を実施

① 特殊詐欺対策啓発強化期間の設定【拡充】

県民の意識向上を図るため、特殊詐欺が増加傾向にある年末・年始に向けて「啓発強化期間」を設定

② 特殊詐欺対策講習会・啓発キャンペーン

年間を通じて、県民への啓発活動を実施

県立学校の環境充実（18.0億円）

■高等学校等教育改革促進事業：9.9億円

- 国のN-E.X.T.ハイスクール構想に基づく高等学校教育改革を進めるため、改革を先導する拠点校の教育内容の抜本的改革と、それを支える教育環境の整備を一体的に進める先導的取組を推進

対象校	状 況	内 容
県立姫路工業高等学校	採択済	AI等を活用したDXによる探究ファクトリ等を工業科の拠点として整備
県立神戸高等学校	追加申請※	AI・データサイエンス等を活用して新たな価値創造ができる人材を育成するイノベーションハイスクールとして、協力校等との共同研究の拠点等を整備
ひょうご学びのデザインセンター(仮称)	追加申請※	遠隔教育システム等の活用により距離や環境を超えて全県の実教育機会を確保する中核拠点を整備

※ 申請期日：9/11 採択発表：10月下旬頃

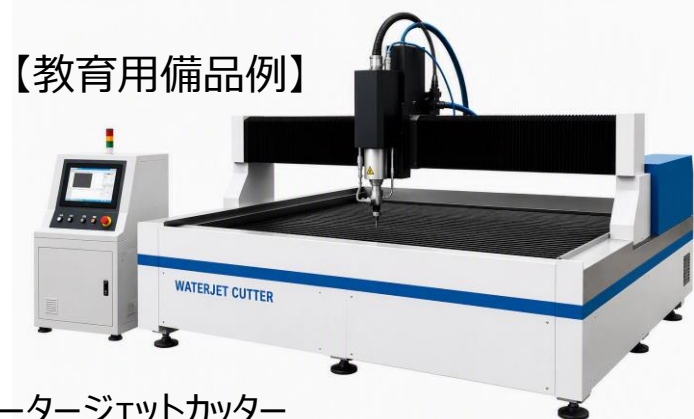
■県立学校への産業教育設備の導入：8.1億円

- 高等学校等教育改革促進事業と連動し、地域産業を支えるアドバンスト・エッセンシャルワーカー※の育成に向けて、拠点校との連動や専門学科全体の機能強化・高度化を図るため、県立高校専門学科等へ産業教育設備を導入

※ 社会に不可欠な仕事に従事しながら、デジタル技術や高度な専門スキルを活用し、生産性向上と高い賃金を実現する人材（製造業、農林水産業、医療・介護 等）

- ・対象校 高等学校専門学科等（延べ55校）
（学科：工業、農業、看護、福祉 等）
- ・内 容 実習等で使用する教育用備品

【教育用備品例】



ウォータージェットカッター



**Hyogo
Prefecture**

令和 8 年 9 月（定例）

第 376 回 兵 庫 県 議 会 提 出 議 案 関 係 資 料（その 1）

（ 予 算 関 係 ）

兵 庫 県

目 次

令和 8 年度補正予算提案額概計

	頁
1 . 総 括	5
2 . 一 般 会 計 (第 80 号議案)	
ア 部局別予算提案額	6
イ 経費別予算提案額	7
ウ 歳入予算提案額	8
3 . 部局別予算提案額の内訳	
ア 総 務	1 0
イ 県 民 生 活	1 1
ウ 産 業 労 働	1 2
エ 教 育 委 員 会	1 3

令和 8 年度補正予算提案額概計

1 総 括

(単位：千円、%)

区 分		既定予算額	今回提案額	合 計	前年同 期対 比
一 般 会 計	歳 入	2,319,686,000	10,994,000	2,330,680,000	98.2
	歳 出	2,319,686,000	10,994,000	2,330,680,000	98.2
	差 引	0	0	0	—
特 別 会 計	歳 入	1,835,931,304	0	1,835,931,304	102.3
	歳 出	1,835,931,304	0	1,835,931,304	102.3
	差 引	0	0	0	—
計	歳 入	4,155,617,304	10,994,000	4,166,611,304	99.9
	歳 出	4,155,617,304	10,994,000	4,166,611,304	99.9
	差 引	0	0	0	—
公営企業会計	歳 入	343,401,764	0	343,401,764	101.7
	歳 出	376,204,664	0	376,204,664	104.1
	差 引	△ 32,802,900	0	△ 32,802,900	—
合 計	歳 入	4,499,019,068	10,994,000	4,510,013,068	100.1
	歳 出	4,531,821,968	10,994,000	4,542,815,968	100.3
	差 引	△ 32,802,900	0	△ 32,802,900	—

2 一 般 会 計
ア 部局別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
総 務	79,209,268	4,000	4,000	0	0	0	79,213,268	103.6
企 画	9,133,999	0	0	0	0	0	9,133,999	73.1
財 務	558,673,677	0	0	0	0	0	558,673,677	106.9
県 民 生 活	7,480,110	25,000	25,000	0	0	0	7,505,110	102.5
危 機 管 理	5,474,595	0	0	0	0	0	5,474,595	74.8
福 祉	409,111,701	0	0	0	0	0	409,111,701	105.0
保 健 医 療	70,578,392	0	0	0	0	0	70,578,392	108.5
産 業 労 働	405,773,073	8,871,000	8,871,000	0	0	0	414,644,073	78.7
農 林 水 産	81,832,176	0	0	0	0	0	81,832,176	77.7
環 境	4,778,620	0	0	0	0	0	4,778,620	98.3
土 木	125,177,761	0	0	0	0	0	125,177,761	96.7
ま ち づ く り	18,888,617	0	0	0	0	0	18,888,617	103.2
教 育 委 員 会	385,824,230	2,094,000	1,101,000	993,000	0	0	387,918,230	109.2
警 察	150,359,603	0	0	0	0	0	150,359,603	104.0
行政委員会等	7,390,178	0	0	0	0	0	7,390,178	99.2
歳 入 振 替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,319,686,000	10,994,000	10,001,000	993,000	0	0	2,330,680,000	98.2

イ 経費別予算提案額

(単位：千円、％)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
I 一 般 行 政 経 費	1,767,486,772	10,001,000	10,001,000	0	0	0	1,777,487,772	99.0
(1) 人 件 費	494,226,554	0	0	0	0	0	494,226,554	106.7
職 員 給 等	463,622,554	0	0	0	0	0	463,622,554	104.2
退 職 手 当	30,604,000	0	0	0	0	0	30,604,000	169.6
(2) 物 件 費	10,993,689	0	0	0	0	0	10,993,689	98.1
(3) そ の 他	1,262,266,529	10,001,000	10,001,000	0	0	0	1,272,267,529	96.3
II 投 資 的 経 費	188,814,955	993,000	0	993,000	0	0	189,807,955	93.1
(1) 普通建設事業費	178,786,019	993,000	0	993,000	0	0	179,779,019	93.0
(イ) 補 助 事 業	98,979,500	0	0	0	0	0	98,979,500	95.6
(ロ) 単 独 事 業	69,397,519	993,000	0	993,000	0	0	70,390,519	88.9
(ハ) 国直轄負担金	10,409,000	0	0	0	0	0	10,409,000	98.2
(2) 災害復旧事業費	10,028,936	0	0	0	0	0	10,028,936	94.1
(イ) 補 助 事 業	10,028,936	0	0	0	0	0	10,028,936	94.1
(ロ) 単 独 事 業	0	0	0	0	0	0	0	—
(ハ) 国直轄負担金	0	0	0	0	0	0	0	—
III 公 債 費	288,015,736	0	0	0	0	0	288,015,736	103.7
IV 繰 出 金	75,368,537	0	0	0	0	0	75,368,537	77.4
歳 入 振 替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,319,686,000	10,994,000	10,001,000	993,000	0	0	2,330,680,000	98.2

ウ 歳入予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	計	前年同 期対 比
県 税	909,400,000	0	909,400,000	102.5
(1) 普 通 税	909,366,000	0	909,366,000	102.5
(2) 目 的 税	34,000	0	34,000	100.0
利 子 割 清 算 金	3,452,482	0	3,452,482	皆増
地 方 譲 与 税	127,314,000	0	127,314,000	109.9
(1) 特別法人事業譲与税	123,300,000	0	123,300,000	110.9
(2) 地方揮発油譲与税	2,767,000	0	2,767,000	80.4
(3) 石油ガス譲与税	91,000	0	91,000	94.8
(4) 自動車重量譲与税	714,000	0	714,000	103.8
(4) 森林環境譲与税	204,000	0	204,000	96.7
(6) 航空機燃料譲与税	238,000	0	238,000	117.8
地 方 特 例 交 付 金	22,471,000	0	22,471,000	817.1
地 方 交 付 税	385,800,000	0	385,800,000	108.7
(1) 普 通 交 付 税	381,200,000	0	381,200,000	108.7
(2) 特 別 交 付 税	4,600,000	0	4,600,000	104.5
調 整 債	10,173,000	0	10,173,000	111.4
交通安全対策特別交付金	1,143,000	0	1,143,000	90.6
繰 越 金	1,000	0	1,000	100.0
計 (一 般 財 源)	1,459,754,482	0	1,459,754,482	106.5
分 担 金 及 び 負 担 金	4,010,566	0	4,010,566	86.5
使 用 料 及 び 手 数 料	19,373,949	0	19,373,949	99.4
国 庫 支 出 金	207,435,594	10,001,000	217,436,594	111.0
財 産 収 入	4,070,913	0	4,070,913	122.8
寄 附 金	2,549,277	0	2,549,277	75.4
繰 入 金	94,720,377	993,000	95,713,377	92.4
諸 収 入	413,577,942	0	413,577,942	75.3
県 債	114,192,900	0	114,192,900	92.6
合 計	2,319,686,000	10,994,000	2,330,680,000	98.2

3 部局別予算提案額の内訳

(総 務 部)

(単位：千円)

事 項	令和8年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
兵庫県公立大学 法人運営費交付金	12,580,662	4,000	4,000	0	0	0	県立学校等熱中症対策推進事業費 4,000

(県民生活部)

(単位：千円)

事 項	令和8年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
地域防犯対策推進費	111,446	25,000	25,000	0	0	0	特殊詐欺被害防止対策強化事業費 25,000

(産業労働部)

(単位：千円)

事 項	令和 8 年度 現 計 予 算 額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
中 小 企 業 振 興 対 策 費	2,676,291	7,730,000	7,730,000	0	0	0	ひょうご家計応援キャンペーン事業費 7,730,000
商 工 団 体 支 援 事 業 費	3,473,668	1,141,000	1,141,000	0	0	0	稼ぐ力強化設備投資支援事業費補助 1,141,000

(教育委員会)

(単位：千円)

事 項	令和8年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
高校教育推進費	3,014,056	1,803,000	810,000	993,000	0	0	1 高等学校等教育改革促進事業費 993,000 2 県立学校産業教育設備整備事業費 810,000
高等学校施設 維持運営費	4,893,877	251,000	251,000	0	0	0	県立学校等熱中症対策推進事業費 251,000
特別支援学校 施設維持運営費	2,642,791	40,000	40,000	0	0	0	県立学校等熱中症対策推進事業費 40,000

令和 8 年 9 月（定 例）

第376回兵庫県議会提出議案関係資料（その 2）

（条 例 等 関 係）

兵 庫 県

目 次

I 条例及びその他案件関係	3
総 務 関 係	4
健 康 福 祉 関 係	6
農 政 環 境 関 係	10
建 設 関 係	15
文 教 関 係	26
警 察 関 係	28
II 令和7年度兵庫県歳入歳出決算関係	30
III 令和7年度兵庫県公営企業会計決算関係	32

I 条例及びその他案件関係

第82号議案 収入証紙条例を廃止する条例

1 制定の理由

- (1) 本県では、手数料の徴収に関する事務の効率化を図るため、収入証紙条例において兵庫県収入証紙（以下「証紙」という。）による収入の方法を定めている。
- (2) 近年、証紙による手数料の納付方法の代替として、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法による決済方法の整備が進んできたこと等を踏まえ、証紙を廃止する。

2 制定の概要

収入証紙条例を廃止する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年10月1日

(2) 経過措置等

証紙の廃止に伴う必要な経過措置等を定める。

(3) 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正

住民基本台帳法において知事が本人確認情報等を利用することが認められている条例で定める事務から、証紙の売りさばき人の指定に関する事務を削除する（別表第2関係）。

(4) 情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例の一部改正

申請等のうち当該申請等に関する他の条例等において手数料の納付方法が規定されているものを電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をもってすることができるものとする規定に係る手数料の納付方法の例示から証紙をもってすることを削除する（第6条関係）。

第93号議案 公益財団法人都道府県センターに対する出捐

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対する被災者生活再建支援金の支給に対応するため、被災者生活再建支援基金に充てるために必要な資金として、公益財団法人都道府県センターに次のとおり出捐しようとする。

1 出捐先団体

公益財団法人都道府県センター

2 出捐金額

1,547,237千円

第90号議案 交付金返還等請求事件に係る出訴

無料PCR検査等実施事業者検査実施支援事業に係る交付金の交付決定の取消しに伴う交付金返還等請求事件を提起しようとする。

1 出訴の相手方

医療法人社団芙蓉会ハートフルクリニック（神戸市中央区元町通4丁目6番17号）

2 出訴の内容

- (1) 金2,394,200円及びうち金2,000,000円に対する令和6年8月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (2) 金2,412,800円及びうち金2,000,000円に対する令和6年9月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (3) 金2,430,800円及びうち金2,000,000円に対する令和6年10月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (4) 金2,449,400円及びうち金2,000,000円に対する令和6年11月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (5) 金2,467,400円及びうち金2,000,000円に対する令和6年12月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (6) 金2,486,000円及びうち金2,000,000円に対する令和7年1月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (7) 金2,504,600円及びうち金2,000,000円に対する令和7年2月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (8) 金2,521,400円及びうち金2,000,000円に対する令和7年3月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (9) 金2,042,795円及びうち金1,608,500円に対する令和7年4月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (10) 金2,492,000円及びうち金2,000,000円に対する令和7年5月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (11) 金2,510,600円及びうち金2,000,000円に対する令和7年6月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (12) 金2,528,600円及びうち金2,000,000円に対する令和7年7月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める
- (13) 金2,547,200円及びうち金2,000,000円に対する令和7年8月1日から支払済みまで年21.9%

の割合による金員の支払いを求める

(14) 金2,565,800円及びうち金2,000,000円に対する令和7年9月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

(15) 金2,583,800円及びうち金2,000,000円に対する令和7年10月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

(16) 金2,602,400円及びうち金2,000,000円に対する令和7年11月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

(17) 金2,620,400円及びうち金2,000,000円に対する令和7年12月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

(18) 金2,639,000円及びうち金2,000,000円に対する令和8年1月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

(19) 金2,657,600円及びうち金2,000,000円に対する令和8年2月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

(20) 金2,674,400円及びうち金2,000,000円に対する令和8年3月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

(21) 金2,693,000円及びうち金2,000,000円に対する令和8年4月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

(22) 金2,711,000円及びうち金2,000,000円に対する令和8年5月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

(23) 金2,633,982円及びうち金1,929,940円に対する令和8年6月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

(24) 金68,031,487円及びうち金50,626,200円に対する令和8年7月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

(25) 金13,183,088円及びうち金9,825,660円に対する令和8年7月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員の支払いを求める

3 出訴の要旨

相手方は、無料PCR検査等実施事業者検査実施支援事業（感染拡大傾向時の一般検査事業）を実施し、兵庫県知事から当該事業に係る交付金（以下「本件交付金」という。）の交付決定を受けていたところ、本県は、相手方から当該事業の関係書類の提出を受け、書類調査、受検者への電話による事実確認その他の検査実施状況の確認調査を実施し、検査数の水増し及び場外検査といった重大な違反事実を複数確認したため、偽りその他不正な手段により本件交付金を受領したことを理由として、令和5年10月25日付けで本件交付金の交付決定取消決定を行い、相手方に対して本件交付金の返還を命じた。

相手方は、令和5年11月24日付けで、債務承認をし、分納誓約書に基づき本件交付金を返還する

こととなったが、当該分納誓約書に記載の納入計画による本件交付金の返還が滞っており、督促にも応じず、今後も本件交付金の返還の見込みがないため、本件交付金、加算金及び遅延利息の支払を求め、訴えを提起する。

4 本件交付金の概要

(1) 事業名

無料PCR検査等実施事業者検査実施事業（感染拡大傾向時の一般検査事業）

(2) 交付決定取消額

110,490,300円

事業実施期間	交付決定		交付決定取消決定	
	交付決定日	交付決定額	取消日	取消金額
R4.4～R4.6	R4.7.1	22,423,500 円	R5.10.25	22,108,500 円
R4.7～R4.8	R4.12.8	27,929,940 円	R5.10.25	27,929,940 円
R4.9～R5.1	R5.2.20	52,156,880 円	R5.10.25	50,626,200 円
R5.2～R5.3	R5.3.31	10,758,540 円	R5.10.25	9,825,660 円
合計	—	113,268,860 円	—	110,490,300 円

5 返還状況

返還請求額	返還済額	未返還額	備考
110,490,300円	4,500,000円	<u>105,990,300円</u>	納入計画全57回のうち、第6回（R6年6月）分以降、未返還。

第91号議案 交付金交付決定取消決定取消等請求附帯控訴事件に係る出訴

無料PCR検査等実施事業者検査実施支援事業に係る交付金の交付決定の取消しに伴う交付金交付決定取消決定取消等請求控訴事件（令和8年(行コ)第89号）について、附帯控訴を提起しようとする。

1 出訴の相手方

FRONT LINE株式会社（大阪府豊中市庄内東町二丁目3番11号第2サンライズビル1階）

2 出訴の内容

原判決中附帯控訴人敗訴の部分を取り消し、同部分の附帯控訴人の請求を認容する。

との判決を求める。

3 出訴の要旨

無料PCR検査等実施事業者検査実施支援事業（ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業及び感染拡大傾向時の一般検査事業）の実施事業者であるFRONT LINE株式会社に対する交付金交付決定取消決定取消請求事件及び交付金返還等請求反訴事件について、令和8年6月23日に判決が言い渡されたが、同年7月7日に相手方から控訴が提起されたことから、当該控訴事件について附帯控訴を提起する。

農 政 環 境 関 係

第84号議案 国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業についての市町負担額の決定

国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業は市町が受益するものであるので、当該管理事業に要する経費のうち令和8年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
国営東条川土地改良事業	三木市	事業費に100分の22.5を乗じて得た額
	小野市	事業費に100分の17.5を乗じて得た額
	加東市	〃
国営加古川西部土地改良事業	姫路市	事業費に100分の17.5を乗じて得た額
	西脇市	〃
	小野市	〃
	加西市	〃
	加東市	〃
	多可町	〃
国営東播用水土地改良事業	神戸市	事業費に100分の22.5を乗じて得た額
	明石市	〃
	加古川市	〃
	三木市	〃
	稲美町	〃

第85号議案 国営土地改良事業についての市町負担額の決定

国営土地改良事業は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和8年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
国営東播用水二期土地改良事業	神戸市	事業費に100分の5.62を乗じて得た償還額と償還利子分の償還額を加えた額
	明石市	〃
	加古川市	〃
	三木市	〃
	稲美町	〃

第86号議案 県が行う建設事業についての市町負担額の決定

県が行う基幹水利施設ストックマネジメント事業、経営体育成基盤整備事業等は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和8年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
基幹水利施設ストックマネジメント事業	赤穂市	工事費に100分の21を乗じて得た額
	三木市	〃
	小野市	〃
	加西市	〃
	養父市	〃
	南あわじ市	〃
	加東市	〃
	たつの市	〃
	稲美町	〃
	福崎町	工事費に100分の19を乗じて得た額
	市川町	工事費に100分の15を乗じて得た額
	姫路市	{ 農山漁村地域整備交付金の工事費に 100分の21を乗じて得た額 水利施設等保全高度化事業の工事費に 100分の19を乗じて得た額
経営体育成基盤整備事業	加古川市	工事費に100分の11.25を乗じて得た額
	神戸市	工事費に100分の10を乗じて得た額
	姫路市	〃
	洲本市	〃
	豊岡市	〃
	加西市	〃
	養父市	〃
	丹波市	〃
	朝来市	〃
	淡路市	〃
	たつの市	〃
	市川町	〃
	太子町	〃
	新温泉町	〃
	南あわじ市	{ 農業競争力強化農地整備事業の工事費に 100分の12.5を乗じて得た額 農地中間管理機構関連農地整備事業の工事費に 100分の10を乗じて得た額 農地整備事業の工事費に100分の10を乗じて得た額
	福崎町	{ 農業競争力強化農地整備事業の工事費に 100分の11.25を乗じて得た額 農地中間管理機構関連農地整備事業の工事費に 100分の10を乗じて得た額

かんがい排水事業	稲 美 町	工事費に100分の19を乗じて得た額
	丹波篠山市	工事費に100分の15を乗じて得た額
	新 温 泉 町	工事費に100分の12を乗じて得た額
	豊 岡 市	工事費に100分の10を乗じて得た額
	三 田 市	{ 農業水路等長寿命化・防災減災事業の一般地域の 工事費に100分の19を乗じて得た額 農業水路等長寿命化・防災減災事業の中山間地域の 工事費に100分の15を乗じて得た額
		{ 農業水路等長寿命化・防災減災事業の 工事費に100分の19を乗じて得た額 水利施設等保全高度化事業の 工事費に100分の10を乗じて得た額
	丹 波 市	
ため池等整備事業	三 木 市	工事費に100分の16を乗じて得た額
	姫 路 市	工事費に100分の11を乗じて得た額
	相 生 市	〃
	赤 穂 市	〃
	西 脇 市	〃
	小 野 市	〃
	三 田 市	〃
	丹波篠山市	〃
	養 父 市	〃
	丹 波 市	〃
	朝 来 市	〃
	淡 路 市	〃
	たつの市	〃
	猪名川町	〃
	多 可 町	〃
	市 川 町	〃
	福 崎 町	〃
	太 子 町	〃
	上 郡 町	〃
	佐 用 町	〃
	神 戸 市	{ ため池整備・防災重点農業用ため池緊急整備事業の 地震・豪雨対策型の大規模地区の工事費に 100分の11を乗じて得た額 ため池整備・防災重点農業用ため池緊急整備事業の 地震・豪雨対策型の小規模地区の工事費に 100分の16を乗じて得た額
	加 古 川 市	〃
	加 西 市	〃
	加 東 市	{ ため池整備・防災重点農業用ため池緊急整備事業の 地震・豪雨対策型の工事費に 100分の11を乗じて得た額 ため池整備・防災重点農業用ため池緊急整備事業の 一般整備型の工事費に100分の14を乗じて得た額

	南あわじ市	防災ダム整備事業の工事費に 100分の6を乗じて得た額 ため池整備・防災重点農業用ため池緊急整備事業の 地震・豪雨対策型の工事費に 100分の11を乗じて得た額 ため池整備・防災重点農業用ため池緊急整備事業の 一般整備型の工事費に100分の14を乗じて得た額
	洲本市	防災ダム整備事業の工事費に 100分の6を乗じて得た額 ため池整備・防災重点農業用ため池緊急整備事業の 地震・豪雨対策型の中山間地域の小規模地区 (20ha未満)の工事費に100分の11を乗じて得た額 ため池整備・防災重点農業用ため池緊急整備事業の 地震・豪雨対策型の中山間地域の小規模地区 (40ha以上)の工事費に100分の6を乗じて得た額
広域営農団地農道整備事業	洲本市 豊岡市 南あわじ市	工事費に100分の15を乗じて得た額 〃 〃
湛水防除事業	赤穂市 豊岡市	工事費に100分の8を乗じて得た額 { 中山間地域の基幹部分の工事費に 100分の8を乗じて得た額 中山間地域のその他の工事費に 100分の13を乗じて得た額
土地改良施設耐震対策事業	神戸市 明石市 加古川市 三木市 稲美町 豊岡市	工事費に100分の18を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 工事費に100分の8を乗じて得た額
農業用河川工作物応急対策事業	姫路市 赤穂市 香美町	工事費に100分の8を乗じて得た額 〃 〃
森林基幹道整備事業	養父市 朝来市 神河町	工事費に100分の10を乗じて得た額 〃 〃
水産流通基盤整備事業	姫路市	工事費に100分の5を乗じて得た額
水産生産基盤整備事業	新温泉町	外郭施設整備の工事費に100分の4を乗じて得た額 けい留施設整備の工事費に100分の5を乗じて得た額
県単独漁港改良事業	淡路市	工事費に100分の15を乗じて得た額

第81号議案 建築基準条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

都市再生特別措置法等の一部改正により、特定業務施設等（業務施設若しくは新たな事業の創出若しくは事業の展開の促進を図るための施設又は観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する施設であって、居住者の雇用機会の増大又は昼間人口の増加による誘導施設の維持に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するもの^{※1}をいう。）を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域について、市町が都市計画で建築物の容積率及び建築面積の最低限度を定めることができるものとされとともに、公益上必要な建築物^{※2}で、知事が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可するものは、これらの最低限度に関する基準の適用が除外されること等に伴い、当該許可の申請に係る手数料を定める等、関係条例について所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 建築基準条例の一部改正

建築基準法（以下「法」という。）の引用条文を改める（第2条の2関係）。

(2) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正

次に掲げる事務に係る手数料を新たに定める（別表第4関係）。

名称	事務の区分	金額
特定業務施設等誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積の特例許可申請手数料	法第60条の4第1項第3号の規定に基づく特定業務施設等誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
特定業務施設等誘導地区内における建築物の高さの限度の特例許可申請手数料	法第60条の4第2項ただし書の規定に基づく特定業務施設等誘導地区内における建築物の高さの限度の特例の許可の申請に対する審査	160,000円

(3) 都市計画法施行条例の一部改正

法の引用条文を改める（別表第2関係）。

3 施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日

第86号議案 県が行う建設事業についての市町負担額の決定

県が行う急傾斜地崩壊対策事業、街路事業等は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和8年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (一般分)	神戸市	工事費に10分の2を乗じて得た額
	姫路市	〃
	西宮市	〃
	豊岡市	〃
	丹波篠山市	〃
	丹波市	〃
	南あわじ市	〃
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (公共施設関連分)	たつの市	〃
	神戸市	工事費に10分の1を乗じて得た額
	姫路市	〃
	相生市	〃
	豊岡市	〃
	赤穂市	〃
	宝塚市	〃
	川西市	〃
	養父市	〃
	丹波市	〃
	南あわじ市	〃
	朝来市	〃
	たつの市	〃
	佐用町	〃
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (大規模斜面一般分)	香美町	〃
	新温泉町	〃
	洲本市	工事費に10分の1を乗じて得た額
	豊岡市	〃
	宝塚市	〃
	高砂市	〃
	三田市	〃
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (大規模斜面公共施設関連分)	朝来市	〃
	宍粟市	〃
	猪名川町	〃
	神戸市	工事費に100分の5を乗じて得た額
	姫路市	〃
	明石市	〃
	洲本市	〃
	豊岡市	〃
	赤穂市	〃
	丹波篠山市	〃
	養父市	〃
	丹波市	〃
	朝来市	〃
	加東市	〃
	たつの市	〃

	猪 名 川 町 市 川 町 福 崎 町 神 河 町 上 郡 町 佐 用 町 香 美 町 新 温 泉 町	工事費に100分の5を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
県単独急傾斜地崩壊 対策事業	神 戸 市 姫 路 市 西 宮 市 豊 岡 市 宝 塚 市 三 木 市 三 田 市 丹波篠山市 養 父 市 南あわじ市 朝 来 市 淡 路 市 宍 粟 市 た つ の 市 佐 用 町 香 美 町 新 温 泉 町	工事費に10分の1を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
県単独港湾改良事業	淡 路 市	工事費に100分の15を乗じて得た額
公共事業街路事業 (重点配分対象事業)	姫 路 市 明 石 市 伊 丹 市 川 西 市 西 脇 市 た つ の 市 新 温 泉 町	事業費に10分の2.25を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃
公共事業街路事業 (重点配分対象事業以 外)	姫 路 市 尼 崎 市 加 古 川 市 宝 塚 市	事業費に10分の2.5を乗じて得た額 〃 〃 〃
公共事業鉄道高架事業 (連続立体交差事業分)	高 砂 市	事業費に10分の2.5を乗じて得た額

県単独街路事業	姫路市	事業費に2分の1を乗じて得た額
	尼崎市	〃
	明石市	〃
	西宮市	〃
	伊丹市	〃
	加古川市	〃
	川西市	〃
	西脇市 新温泉町	〃
流域下水道事業建設改良事業 (公共事業流域下水道事業)	神戸市	{ 管渠、用地及びポンプ場等の事業費に4分の1を乗じて得た額 処理施設等の事業費に6分の1を乗じて得た額
	姫路市	
	尼崎市	〃
	西宮市	〃
	伊丹市	〃
	加古川市	〃
	西脇市	〃
	宝塚市	〃
	三木市	〃
	高砂市	〃
	川西市	〃
	小野市	〃
	三田市	〃
	加西市	〃
	宍粟市	〃
	加東市	〃
	たつの市	〃
	猪名川町	〃
	稲美町	〃
	播磨町 太子町	〃
流域下水道事業建設改良事業 (県単独流域下水道事業)	神戸市	事業費に2分の1を乗じて得た額
	姫路市	〃
	尼崎市	〃
	西宮市	〃
	伊丹市	〃
	加古川市	〃
	西脇市	〃
	宝塚市	〃
	三木市	〃
	高砂市	〃
	川西市	〃
	小野市	〃
	三田市	〃
	加西市	〃
	宍粟市	〃
	加東市 たつの市	〃

	猪 名 川 町 稲 美 町 播 磨 町 太 子 町	事業費に2分の1を乗じて得た額 〃 〃 〃
流域下水道事業建設改良事業 (流域下水汚泥処理事業)	神 戸 市 姫 路 市 尼 崎 市 西 宮 市 伊 丹 市 宝 塚 市 三 田 市 宍 粟 市 た つ の 市 太 子 町	流域関連事業費から国庫補助金及び起債相当額を 控除した額に2分の1を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

第87号議案 国営明石海峡公園整備事業についての神戸市負担額の決定

国営明石海峡公園整備事業は神戸市が受益するものであるので、当該事業に要する経費のうち令和8年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり神戸市の負担とする。

事業名	市町名	負担額
国営明石海峡公園整備事業	神戸市	神戸地区における工事費の3分の1に相当する県負担額に2分の1を乗じて得た額

第95号議案 しんかわ しんかわ しんかわ ひがしがわ 二級河川新川水系新川 新川・東川 新川・東川統合排水機場 本体工事（吐出管）請負契約の締結

二級河川^{しんかわ}新川水系^{しんかわ}新川^{しんかわ} 新川・東川^{ひがしがわ} 新川・東川統合排水機場本体工事（吐出管）に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

二級河川^{しんかわ}新川水系^{しんかわ}新川^{しんかわ} 新川・東川^{ひがしがわ} 新川・東川統合排水機場本体工事（吐出管）

2 事業目的

西宮市の南部を流れる新川と東川の河口部では、想定される最大クラスの津波（レベル2津波）による浸水被害を軽減するため、新たな水門と防潮堤、統合排水機場の整備をおこなう。

本事業は、平成28(2016)年5月に策定された河川整備計画に基づくもので、高潮発生時の浸水被害を軽減することを目的とし、老朽化した2つの排水機場を1つに統合する。ここで、統合する排水機場の吐出管を施工するため、本工事を起工し、治水安全度を向上させ、地域住民の安全・安心を確保していく。

3 契約金額

3,281,300,000円

4 契約の相手方

大阪市北区堂島1丁目6番20号堂島アバンザ

株式会社荏原製作所大阪支社

支社長 関谷 正人

5 工事の概要

(1) 施工場所

西宮市今津西浜町

(2) 工事内容

吐出管製作据付（φ3000mm、SUS316L） 1式

(3) 工期

令和10年12月25日限り

6 入札の状況

(1) 入札参加者数

3者

(2) 最低入札金額

3,281,300,000円

(3) 最高入札金額

3,282,400,000円

第96号議案 尼崎西宮芦屋港 尼崎^{こうもん}閘門 尼崎第1^{こうもん}閘門機械設備改築工事

(その2) 請負契約の締結

尼崎西宮芦屋港 尼崎^{こうもん}閘門 尼崎第1^{こうもん}閘門機械設備改築工事（その2）に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

尼崎西宮芦屋港 尼崎^{こうもん}閘門 尼崎第1^{こうもん}閘門機械設備改築工事（その2）

2 事業目的

尼崎第1閘門は平成14年に建設されたものであり、老朽化が進み、施設の信頼性が低下している状態である。既施設の機能不全による浸水被害から背後地を防護するため、予防保全的な老朽化対策により機能回復を実施する。

3 契約金額

1,152,800,000円

4 契約の相手方

大阪市北区中之島3丁目2番4号

株式会社IHIインフラスクエア関西支店

支店長 吉野 正敏

5 工事の概要

(1) 施工場所

尼崎市西海岸町

(2) 工事内容

^{こうもんきかい}閘門機械設備改築 1.0式

(3) 工期

令和11年3月23日まで

6 入札の状況

(1) 入札参加者数

2者

(2) 最低入札金額

1,048,000,000円

(3) 最高入札金額

1,048,000,000円

第97号議案 姫路港網干^{あぼし} 大江島排水機場^{おおえしま} 仮排水機場機械設備製作据付^{すえつけ} 工事請負契約の締結

姫路港網干^{あぼし} 大江島排水機場^{おおえしま} 仮排水機場機械設備製作据付^{すえつけ}工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

姫路港網干^{あぼし} 大江島排水機場^{おおえしま} 仮排水機場機械設備製作据付^{すえつけ}工事

2 事業目的

既設の大江島排水機場は昭和49年に建設され、建設から約50年が経過している。現在、基礎の沈下、床や壁等の亀裂及び施設全体の老朽化により、排水機場としての機能や信頼性が低下している状態である。既存施設の機能不全による浸水被害から背後地を防護するため、排水機場の更新を行う。

3 契約金額

1,853,269,000円

4 契約の相手方

大阪市北区堂島1丁目6番20号堂島アバンザ

株式会社荏原製作所大阪支社^{えんばら}

支社長 関谷 正人

5 工事の概要

(1) 施工場所

姫路市網干区大江島

(2) 工事内容

仮排水機場機械設備 1.0式

(3) 工期

令和11年5月31日まで

6 入札の状況

(1) 入札参加者数

7者

(2) 最低入札金額

1,662,500,000円

(3) 最高入札金額

1,691,000,000円

第98号議案 県営白川台住宅第2期建築工事請負契約の締結

県営^{しらかわだい}白川台住宅第2期建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

県営^{しらかわだい}白川台住宅第2期建築工事

2 事業目的

老朽化が著しく耐震性にも課題のある「白川台住宅（昭和45年建設）」について、団地内で集約し、建替えを行う。

3 契約金額

2,640,000,000円

4 契約の相手方

姫路市下寺町^{しもでらまち}101番地

平^{ひらにしき}錦・龍野^{たつのどぼく}土木特別共同企業体

（代表者）

平^{ひらにしきけんせつ}錦建設株式会社

代表取締役 ^{かつま}勝間 ^{いさお}功雄

（構成員）

株式会社^{たつのどぼく}龍野土木

代表取締役 ^{かみやま}神山 ^{さとし}聡志

5 工事の概要

（1）施工場所

神戸市須磨区白川台二丁目37番3

（2）工事内容

鉄筋コンクリート造 10階建 1棟 延べ面積9,727.72㎡

（3）工期

令和11年1月6日限り

6 入札の状況

（1）入札方式

公募型一般競争入札（価格競争方式）

（2）最低入札金額

2,640,000,000円

（3）最高入札金額

3,157,000,000円

報第5号 専決処分の承認

砂防設備からの倒木により自動車を損傷させたことについて、和解及び損害賠償の額を定める必要が生じたが、特に緊急を要し、県議会を招集する時間的余裕がないため、令和8年8月5日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

1 事故の概要

神戸市灘区水車新田字宮坂114番2の砂防設備大土平川流路工において発生した倒木により、隣接する駐車場に駐車していた自動車の車体に損傷被害が発生し、相手方から県に対し損害賠償の請求があった。

本件被害においては、事故以前に撮影された現場付近の写真からは当該樹木が傾いていることが確認でき、事故発生は予見可能であり、伐採により事故を回避することは可能であったことから、県に管理瑕疵があったことが認められるので、早期の円満解決を図ることとした。

なお、事故当事者は駐車場にて通常の用法に従い駐車していたにも関わらず、突然に対岸の樹木が倒れ車体に接触したもので、過失が認められないため、過失相殺は行わない。

2 和解

上記事故についての和解

3 損害賠償の額

436,898円

4 相手方

神戸市灘区水車新田字宮坂111-1-405

駒井 敏邦

第83号議案 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 但馬地域における保育相談から高等部までの聴覚障害教育及び小学部から高等部までの知的障害教育の一貫した支援体制の充実を図るため、兵庫県立豊岡聴覚特別支援学校と兵庫県立出石特別支援学校を発展的に統合することから、これらの特別支援学校を廃止し、新たに兵庫県立とよおか特別支援学校を設置する。
- (2) 地域における特別支援教育に対する期待を踏まえ、兵庫県立出石特別支援学校の分校であるみかた校の管理体制を強化するため、当該分校を独立させ、兵庫県立みかた特別支援学校を設置する。

2 制定の概要

- (1) 兵庫県立特別支援学校を次のとおり設置し、兵庫県立とよおか特別支援学校に1歳及び2歳の聴覚障害児に対する保育相談を行うための施設を附置する（第3条及び別表関係）。

名称	位置	部
兵庫県立とよおか特別支援学校	豊岡市	幼稚部 小学部 中学部 高等部
兵庫県立みかた特別支援学校	美方郡香美町	小学部 中学部 高等部

- (2) 兵庫県立豊岡聴覚特別支援学校及び兵庫県立出石特別支援学校を廃止する（別表関係）。

3 施行期日

令和8年11月1日。ただし、2(2)は、令和9年4月1日

第94号議案 県立学校生徒用貸与端末の取得

県立学校生徒用貸与端末を次のとおり取得しようとする。

1 取得しようとする物件

県立学校生徒用貸与端末

2 取得金額

439,420,190円

3 設置場所

兵庫県立御影高等学校外169箇所

4 取得の相手方

岡山県備前市伊部^{いんべ}1722-1

株式会社ライズオカヤマ

代表取締役 松井 秀之

5 取得物件の概要

(1) 物件内容及び仕様

Windows端末：4,844台

iPad端末：2,026台 計 6,870台

(2) 納入期限

令和9年3月31日（水）まで

6 入札の状況

(1) 入札方式

一般競争入札

(2) 入札参加者数

4者

(3) 入札金額

439,420,190円

第92号議案 和解及び損害賠償額の決定

兵庫県尼崎南警察署員が相手方を窃盗事件の被疑者として逮捕したが、窃取事実がないことが判明して相手方を釈放した事案に係る損害賠償請求事件について、神戸地方裁判所から提示された和解条項案を受諾し、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めようとする。

1 事件の概要

令和5年11月30日、兵庫県尼崎南警察署（以下「尼崎南署」という。）に、コンビニエンスストアを経営する株式会社むげん（以下「被告会社」という。）職員から、同社アルバイト（原告）が店の現金を盗った旨の通報があり、令和5年12月1日、尼崎南署員は、原告を窃盗事件の被疑者として通常逮捕し留置したが、後刻、窃取事実がないことが判明し、原告を釈放した。原告は、警察官の逮捕行為は、違法であり過失があるとして、兵庫県らに対して、連帯して慰謝料等330万円の支払を求める訴訟を提起した（後に、請求額を585万116円に拡張した。）。

2 損害賠償の額

600,000円

3 和解条項案の内容

- (1) 被告兵庫県は、原告に対し、本件解決金として、60万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告兵庫県は、原告に対し、前項の金員を、令和8年11月16日限り、原告の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告兵庫県の負担とする。
- (3) 被告会社は、原告に対し、本件解決金として、50万円の支払義務があることを認める。
- (4) 被告会社は、原告に対し、前項の金員を、令和8年11月16日限り、原告の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告会社の負担とする。
- (5) 被告会社は、原告に対し、被告会社が警察に通報し、本件逮捕に至った事実について謝罪する。
- (6) 原告及び被告会社は、原告と被告会社の間では、本和解の内容を、正当な理由なく、第三者（メディア、SNS、ブログを含み、原告の親族、被告会社のフランチャイザーを除く。）に対し、口外、開示又は漏洩しないことを相互に約束する。
- (7) 原告と被告会社は、和解成立日をもって、両者の間の雇用契約が合意解約により終了したことを相互に確認する。
- (8) 原告は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (9) 原告、被告国及び被告兵庫県は、原告と被告国との間及び原告と被告兵庫県との間には、本件

に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(10) 原告、被告兵庫県及び被告会社は、原告と被告会社との間及び被告会社と被告兵庫県との間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(11) 訴訟費用は、原告に生じた費用の3分の1と被告国に生じた費用を原告の負担とし、原告に生じたその余の費用と被告兵庫県及び被告会社に生じた各費用を原告、被告兵庫県及び被告会社各自の負担とする。

Ⅱ 令和 7 年度兵庫県歳入歳出決算関係

認第1号～認第14号 令和7年度兵庫県歳入歳出決算の認定

令和7年度兵庫県歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、認定を求める。

令和7年度歳入歳出決算額

（単位：円）

会 計 名	歳 入	歳 出	歳入歳出差引残額
一 般 会 計	2,390,782,327,786	2,372,012,994,841	18,769,332,945
特 別 会 計	1,824,960,965,937	1,814,943,350,280	10,017,615,657
県 有 環 境 林 等	15,882,695,713	15,882,695,713	0
港 湾 整 備 事 業	8,687,853,372	8,223,082,703	464,770,669
公共事業用地先行取得事業	0	0	0
県 営 住 宅 事 業	25,504,942,436	25,401,104,853	103,837,583
勤労者総合福祉施設整備事業	1,965,354,639	1,965,354,639	0
庁 用 自 動 車 管 理	146,003,520	146,003,520	0
公 債 費	679,999,840,265	679,999,840,265	0
自 治 振 興 助 成 事 業	2,249,502,436	901,772,827	1,347,729,609
母子父子寡婦福祉資金	376,830,743	177,911,528	198,919,215
小規模企業者等振興資金	2,982,566,684	1,499,879,332	1,482,687,352
農 林 水 産 資 金	27,690,089,479	27,008,164,386	681,925,093
地 方 消 費 税 清 算	579,547,515,873	578,976,187,323	571,328,550
国 民 健 康 保 険 事 業	479,927,770,777	74,761,353,191	5,166,417,586
合 計	4,215,743,293,723	4,186,956,345,121	28,786,948,602

Ⅲ 令和 7 年度兵庫県公営企業会計決算関係

認第15号～認第22号 令和7年度兵庫県公営企業会計決算の認定

令和7年度兵庫県公営企業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、認定を求める。

(単位：円)

区 分		病院事業	水道用水 供給事業	工 業 用 水道事業	水 源 開 発 事 業	地 域 整 備 事 業	企 業 資 産 運 用 事 業	地 域 創 生 整 備 事 業	流域下水道 事 業	計
収益的収入		180,488,212,685	15,966,507,713	4,365,012,834	0	9,897,240,682	1,612,515,479	14,148,967	29,478,745,283	241,822,383,643
収益的支出		192,991,877,155	14,415,707,394	3,421,159,929	0	9,879,840,405	1,372,632,017	1,262,780	29,352,242,865	251,434,722,545
差 引		▲12,503,664,470	1,550,800,319	943,852,905	0	17,400,277	239,883,462	12,886,187	126,502,418	▲9,612,338,902
資本的収入		50,171,537,264	1,000,114,586	1,000,000,000	85,484,506	9,143,753,346	205,301,790	500,034,755	29,610,426,857	91,716,653,104
資本的支出		54,960,839,152	4,298,150,711	2,147,077,891	85,484,506	14,207,239,871	51,849,435	127,511,275	28,463,590,683	104,341,743,524
差 引		▲4,789,301,888	▲3,298,036,125	▲1,147,077,891	0	▲5,063,486,525	153,452,355	372,523,480	1,146,836,174 資本的収入のうち 翌年度繰越額に 係る財源充当額 1,879,145,000 を除く差引 ▲732,308,826	▲14,504,235,420
資本的収支不足額の補てん財源等	消費税 資本的 収 支 調 整 額	9,060,437	115,032,340	10,801,206	0	243,082	0	0	553,512,340	688,659,468
	未処分 利 益 剰 余 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減 債 積 立 金	0	72,100,000	45,200,000	0	0	0	0	0	117,300,000
	損益勘定 留保資金	0	3,110,903,785	1,091,076,685	0	5,063,243,443	0	0	0	9,265,223,913
	他会計 貸 付 金 積 立 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設改良 積 立 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	繰越工事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	178,796,486	178,796,486
未払金等		4,780,241,451	0	0	0	0	0	0	0	4,780,241,451

第88号議案 令和7年度兵庫県水道用水供給事業の利益剰余金の処分

令和7年度兵庫県水道用水供給事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議決を求める。

1	当年度未処分利益剰余金	1,507,867,979 円
2	利益剰余金処分額	1,507,867,979 円
	(1) 減債積立金	71,800,000 円
	(2) 建設改良積立金	1,363,967,979 円
	(3) 資本金への組入	72,100,000 円
3	繰越利益剰余金	0 円

第89号議案 令和7年度兵庫県工業用水道事業の利益剰余金の処分

令和7年度兵庫県工業用水道事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議決を求める。

1	当年度未処分利益剰余金	948,438,873 円
2	利益剰余金処分額	948,438,873 円
	(1) 減債積立金	45,200,000 円
	(2) 建設改良積立金	858,038,873 円
	(3) 資本金への組入	45,200,000 円
3	繰越利益剰余金	0 円

質 疑 ・ 質 問 順

(第 3 7 6 回 定 例 会)

月 日 区 分 順 序		1	2	3	4	5
第 1 日 9 月 2 5 日 (金)	代 表 質 問	(自 民 党)	(維 新 の 会)	(公 明 党)	(ひ ょ う ご 県 民 連 合)	
第 2 日 9 月 2 8 日 (月)	一 般 質 問	(自 民 党)	(維 新 の 会)	(自 民 党)	(公 明 党)	(自 民 党)
第 3 日 9 月 2 9 日 (火)	一 般 質 問	(自 民 党)	(維 新 の 会)	(公 明 党)	(ひ ょ う ご 県 民 連 合)	(自 民 党)
第 4 日 9 月 3 0 日 (水)	一 般 質 問	(自 民 党)	(躍 動 の 会)	(共 産 党)	(無 所 属)	(自 民 党)

※ 一 般 質 問 に つ い て は 試 案

決算特別委員会委員 会派別配分表（案）

（令和８年９月11日変更）

年度別 会派別	５年度	６年度	７年度	８年度
自由民主党	人 9	人 10	人 9	人 8 (9)
維新の会	5	5	5 (6)	4 (5)
公明党	3	3	3	4
ひょうご県民連合	3	2	2	2
躍動の会			1 (0)	1 (0)
日本共産党	0	1	0	1
無所属	1	1	0 (1)	0 (1)
計	21	22	20 (21)	20 (22)

※上記表中の人数は、任期中の議員辞職、会派異動等を反映している。

※()内は任期当初の配分数。